

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2012年10月の相談状況
「軽率な労働者選別は百害のみ、長期雇用確保に万能の利」

1. 労働相談の概況について

- (1) 相談件数について 参照資料-1 「2012年10月 月別労働相談処理状況」
参照資料-2 「2012年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2012年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

10月の相談者数は69人、相談件数は125件に達し対昨年同月比では+7人・+13件となっています。一人当たりの相談件数では昨年と同数値の1.81件となっています。

対前月比では相談人数で-5人、相談件数は同数となっておりますが、一人当たりの件数では+0.12ポイントとなりました。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

年 項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2012年10月	69人	125件	1.81件
2011年10月	62人	112件	1.81件
2012年 9月	74人	125件	1.69件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料-2 「2012年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2012年 雇用形態別 相談件数 月別集計」
参照資料-3 「2012年10月 相談件数 (雇用形態別・相談項目別)」

相談者数69人の内訳は、社員32、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)33人、不明4人となっており、男女比では男性39人・女性30人となっています。

相談件数の内訳では、社員67件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)53件、不明5件となっています。男女比では男性78件、女性47件となっています。

【雇用形態別 相談者数 (人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	26	9	0	2	0	0	0	2	39
女	6	5	13	2	0	0	2	2	30
計	32	14	13	4	0	0	2	4	69

【雇用形態別 相談件数（各上段）と一人当たり相談件数（各下段）】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	55	19	0	2	0	0	0	2	78
	2.12	2.11	0	1.00				1.00	2.00
女	12	6	20	2	0	0	4	3	47
	2.00	1.20	1.54	1.00			2.00	1.50	1.57
計	67	25	20	4	0	0	4	5	125
	2.09	1.79	1.54	1.00			2.00	1.25	1.81

一人当たりの件数では、社員2.09件、期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣）1.61件となっています。男女比は男性2.00件、女性1.57件となっています。

相談者数・相談件数ともに正社員が圧倒的多くその中でも男性から寄せられる数が群を抜いています。

（3）業種別相談状況について

参照資料－4「2012年 業種別 相談者数 月別集計」

「2012年 業種別 相談件数 月別集計」

参照資料－5「2012年10月相談者数（雇用形態別・男女別、業種別）、相談案件処理状況」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	15人	（相談件数27件	1.80件／一人）
「医療・福祉・医薬品業」	10人	（同23件	2.30件／一人）
「陸運・倉庫業」	7人	（同12件	1.71件／一人）
「その他サービス業」	6人	（同12件	2.00件／一人）
「ビル管理業」	5人	（同8件	1.60件／一人）
「建設・設計・重機業」	5人	（同6件	1.20件／一人）
「公務・公共サービス」	4人	（同5件	1.25件／一人）
「製造業」	4人	（同6件	1.50件／一人）
「教育・学校」	2人	（同6件	3.00件／一人）
「交通業」	2人	（同3件	1.50件／一人）
「商品斡旋・リース業」	2人	（同3件	1.50件／一人）
「通信・報道・IT業」	2人	（同3件	1.50件／一人）
「分類不能」	2人	（同2件	1.00件／一人）
「食品加工業」	1人	（同5件	5.00件／一人）
「労働者派遣業」	1人	（同3件	3.00件／一人）
「金融保険・不動産業」	1人	（同1件	1.00件／一人）

「農林漁業・協同組合」	0人（	同	0件	0.00件／一人）
「会計行政法律事務所」	0人（	同	0件	0.00件／一人）
「鉱業」	0人（	同	0件	0.00件／一人）
「エネルギー・水道業」	0人（	同	0件	0.00件／一人）

相談者数・相談件数ともに、「卸・小売業・飲食店」、「医療・福祉・医薬品業」「陸運・倉庫業」及び「その他サービス業」に集中しています。業種ごとの状況では20業種中16業種から相談が寄せられています。相談の多い「卸・小売業・飲食店」、「医療・福祉・医薬品業」では、全相談項目に対して相談が寄せられています。

「教育・学校」「食品加工業」「労働者派遣業」では相談者数が少ないものの、一人当たり件数では3.00を超えています。

（４）相談内容について

参照資料－３	「2012年10月	相談件数（雇用形態別・相談項目別）
参照資料－６	「2012年	主相談項目別 相談者数 月別集計」
参照資料－７	「2012年	相談項目別 相談件数 月別集計」

解雇退職強要契約打ち切りを内容とした「雇用関係」に関する相談、年次有給休暇や長時間労働を内容とする労働時間関係の相談及び就業規則の適用や不備を内容とする相談が人数・件数ともに集中しています。

残業手当を含む賃金未払いや賞与・燃料手当に関する相談及び会社の経営問題や労務管理に関する内容の相談は、人数以上に相談件数の多さが目立ちます。上位項目の相談に必ず付随して寄せられるものとなっています。

① 相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

雇用関係	18人	18件（解雇・退職強要・契約打ち切り）
労働時間関係	13人	24件（年次有給休暇、週40時間・長時間労働、休日・休憩）
労働契約関係	10人	18件（就業規則関係）
退職関係	8人	9件
労働組合関係	5人	7件
保険・税関係	5人	5件
その他	4人	15件（経営問題・労務管理）
賃金関係	3人	18件（賃金未払い、不払残業、一時金諸手当）
安全衛生	3人	8件
差別等	0人	3件
合 計	69人	125件

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

相談内容別 相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
雇用関係	6	1	3	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	8
その他 (経営問題・労務管理)	8	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	6
賃金関係	9	3	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	7	
保険・税関係	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
退職関係	1	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	5	
労働時間関係	13	0	6	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	5	
差別等	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	
労働契約関係	6	2	2	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	10	8	
安全衛生	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	7	1	
労働組合関係	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	
合計	55	12	19	6	0	20	2	2	0	0	0	0	4	2	3	78	47	
	67		25		20		4		0		0		4		5		125	

(5) 違法件数について

参照資料－8 「2012年 相談項目別 違法件数 月別集計

69名から寄せられた125件の相談中、違法と判断される項目は60件となっています。
48.0%が違法という状況です。違法とされる60件の内訳は次の通りです。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働組合関係	3件	42.9%	7件
労働契約関係	8件	44.4%	18件
賃金関係	12件	66.7%	18件
労働時間関係	10件	41.7%	24件
雇用関係	8件	44.4%	18件
退職関係	3件	33.3%	9件
保険・税関係	2件	40.0%	5件
安全衛生	4件	50.0%	8件
差別等	2件	66.7%	3件
その他(経営問題・労務管理)	8件	53.3%	15件
総数	60件	48.0%	125件

「賃金関係」の違法率が引き続き高くなっています。違法の内容は残業手当の未払いや一

時金（賞与）・燃料手当の不支給・カットが主たる内容となっています。また、相談件数は少ないものの「安全衛生」「差別等（パワハラ・いじめ）」「経営問題・労務管理」の相談は違法率が高くなっています。これらの内容は、事故による身体被害を内容とするものや会社に従業員を従属させ退職をさせないための嫌がらせなどを内容としており、件数以上に被害は深刻です。

2. 10月の雇用情勢について

10月の相談者数は69人、相談件数は125件に達し件数では前月と同数で本年の最高値となっています。相談者の属性としては正社員・男性が全体の約4割を占めています。正社員男性から寄せられる相談内容は複数・多様化しており一人当たり件数では2.12件となっています。

正社員からの相談内容には、「残留」と「放逐」の2パターン化がみられます。

何とか会社に留めて働かせようとするのが労働者の苦痛になるものと、営業成績や働きぶりを理由に社内から追い出される際の被害が内容となっています。

「残留」の際の被害としては、退職届を受け取らない・電話FAX等による恫喝・つきまとい等のストーカー行為に及ぶものもあり本人の身体安全のための措置が必要とされます。

「放逐」のケースでは、いじめ・パワハラに加え雇用契約打ち切りという通例の被害が寄せられますが、10月度はこれに「突発性」が加わるケースが寄せられます。

何れにしても、労働者の生活不安に加え健康被害も大きいという事例が目立ちます。

契約社員、パートタイマー等期限付き雇用契約で働く労働者からの相談内容も正社員同様の傾向にあります。ただ、労働時間関係や労働契約関係等の内容から、働き方に正社員同等のものを求められるものの処遇が伴わないという相談も寄せられます。

雇用環境の改善の中、事業者の採用意欲が増す一方で、相談内容総体からは労働者選別がかなり無差別に行われるという状況がうかがわれます。

労働者の長期雇用が実現されて、事業と地域の発展が可能となることを再認識する必要があります。

以 上